

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県土づくり本部農山漁村課

条例・規則名	佐賀県漁港管理条例	条例等の番号	昭和48年条例第16号
不利益処分の種類	陸揚等に対する指示	根拠条項	第7条第2項
処 分 基 準	当該施設の利用が輻輳するなど、施設の効率的な利用を図るうえで必要な場合に利用の場所、時間その他の事項につき指示する。		
対応 区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理 機関 農林事務所	交付 機関 農林事務所
			目次 NO 2